

資 料

資 料

資料 1 尾道市上下水道事業審議会開催経過

資料 2 用語解説

資料

資料 1 尾道市上下水道事業経営審議会開催経過

1) 委員名簿

区分	選出団体・役職等	氏名
1号 (受益者)	尾道商工会議所専務理事	村上 寿一
	尾道市PTA連合会顧問	明上 浩之
	尾道市公衆衛生推進協議会副理事長	東風上 清剛
	広島女性大学尾道の会会長	奥本 美智子
2号 (学識経験者)	福山市立大学都市経営学部教授	堤 行彦
	尾道市立大学経済情報学部教授	前田 謙二
	中国税理士会尾道支部会員	宗永 博恵

2) 開催経過

審議会	開催日	備考
第1回	令和3年5月27日	会長及び副会長選出
第2回	令和3年7月5日	審議会への諮問事項提出 尾道市上下水道事業ビジョンについて(1)
第3回	令和3年10月8日	尾道市上下水道事業ビジョンについて(2) 水道料金・下水道使用料の改定について(1)
第4回	令和3年11月8日	尾道市上下水道事業ビジョンについて(3) 水道料金・下水道使用料の改定について(2) 答申案について(1)
第5回	令和3年12月3日	審議会から答申書提出

3) 参考

尾道市上下水道事業経営審議会条例

(設置)

第1条 地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第14条の規定に基づき、尾道市上下水道事業経営審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)の諮問に応じ、水道事業及び下水道事業の経営に関する事項について審議し、答申する。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから管理者が委嘱する。

(1) 市の水道事業又は下水道事業を利用する者

- (2) 学識経験者
 - (3) その他管理者が必要と認める者
- (任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、委員が任命されたときの要件を欠くにいたったときは、その委員は、当然退職するものとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
 - 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- (会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。
 - 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
 - 4 審議会は、議事について必要があると認めるときは、参考人の出頭及び陳述を求めることができる。
- (庶務)

第7条 審議会の庶務は、上下水道局において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、管理者が定める。

資料2 用語解説

【あ行】

○アセットマネジメント

一般的には、「国民の共有財産である社会資本を、国民の利益向上のために、長期的視点に立って、効率的かつ効果的に管理運営する体系化された実践活動」をいう。

水道におけるアセットマネジメントとは、「持続可能な水道事業を実現するために、中長期的な視点に立ち、水道施設のライフサイクル全体にわたって効率的かつ効果的に水道施設を管理運営する体系化された実践活動」と定義されている。

計画的な更新投資・資金確保により、将来にわたって施設・財政両面で健全性が維持され、持続可能な水道事業運営を達成することを目的とする。

○一日最大配水量

年間の一日本配水量のうち最大のもの。

○一日平均配水量

年間の配水量を一日当たりの平均値に換算したもの。

【か行】

○拡張事業

水源の変更や給水量の増加、区域の拡張など、厚生労働省の認可変更要件に該当する事業のこと。

○管路更新計画

今後大きく増加することが見込まれる管路の大量更新に備え、技術・財政の両面から、優先度の高い路線から着実に更新を進めるため、平成27年にアセットマネジメントに基づき策定した計画。管路の定量的評価、更新需要の平準化と適正事業量を検討している。

○危機管理計画

自然災害や水質事故など、非常時の上下水道局の対応について定めた計画。

○企業債

地方公営企業が行う建設、改良等に要する資金に充てるために借り入れる地方債のこと。

○給水栓

給水装置の末端部に取り付けられる開閉吐水器具で、一般に蛇口、水栓、カランなどとも呼ばれる。

○業務継続計画（BCP）

大規模な災害、事故等により職員、庁舎、設備等に相当の被害を受けても、優先実施業務を中断させず、例え中断しても許容される時間内に復旧できるようにするための計画。

○業務指標（PI）

（社）日本水道協会が平成17年1月に制定した「水道事業ガイドライン」に基づく指標で、137項目の指標が示されている。なお、平成28年3月に『水道事業ガイドライン』の改正が行われ、業務指標の追加・削除ならびに算定方法の見直しが行われている。

○計画一日最大配水量

施設計画の基本となる配水量。

○計画給水人口

水道法において、水道事業経営の認可に係わる事業計画において定める給水人口。

○減価償却費

固定資産の減価を費用として、その利用各年度に合理的かつ計画的に負担させる会計上の処理又は手続きを減価償却といい、この処理又は手続きによって特定の年度の費用とされた固定資産の減価額を減価償却費という。

○公共下水道

主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものであり、排水施設の相当部分が暗渠である構造のもの。本市では旧尾道地域の一部に設置している。

○更新需要

水道施設や管路の更新に必要な投資額を概算したもので、構造物や設備については固定資産台帳の帳簿原価を現在価格に補正したものを、管路については布設延長に布設単価を乗じたもの。

【さ行】

○自然流下方式

ポンプ等の動力を使わずに、位置エネルギーを利用して水を流下させること。

○資本的収支

企業の経営の基礎となる固定資産の取得に要する支出及びその財源となる収入のこと。支出の効果が次年度以降に及び、将来の収益に対応するものが計上される。企業会計では、損益取引（収益的収支）と資本取引（資本的収支）とを区分して経理するという特徴がある。

○収益的収支

企業の経常的経営活動に伴って発生する収入とこれに対応する支出のこと。例えば、水道事業の収益的収入には給水サービスの提供の対価である料金などの給水収益のほか、土地物件収益、受取利息などを計上し、収益的支出には給水サービスに必要な人件費、物件費、支払利息などを計上する。

○集落排水事業

農業集落等において、し尿や生活雑排水を処理する小規模な污水处理場を建設し、宅内排水設備によって集落排水処理施設に接続し、汚水を処理する事業。本市には、瀬戸田町の一部に農業集落排水事業、向東町の一部に漁業集落排水事業がある。

○取水施設

原水を取り入れるための施設の総体をいう。河川水や湖沼水などの地表水の取水施設としては、取水堰、取水門、取水塔、取水枠、取水管渠があり、地下水や伏流水の取水施設としては、浅井戸、深井戸、集水埋渠がある。

○受水費

営業費用の一部で、他の地方公共団体等から供給を受ける原水、水道用水などの受水に要する費用。

○浄化槽

下水道のない地域で水洗トイレを使用する場合に、汚水を浄化して河川等に放出するための施設。し尿と生活雑排水を同時に処理する合併処理浄化槽と、し尿のみを処理する単

独処理浄化槽がある。

○新水道ビジョン

平成 25 年 3 月に厚生労働省が示した計画。水道の理想像とその具現化のために今後取り組むべき事項、方策を提示している。

○水道事業

計画給水人口が 100 人を超える水道により、水を供給する事業を水道事業という。

このうち計画給水人口が 5,000 人以下である水道により水を供給する規模の小さい水道事業は簡易水道事業と規定されており、計画給水人口が 5,000 人を超える水道によるものは慣用的に上水道事業とも呼ばれる。

○ストックマネジメント

下水道事業におけるストックマネジメントは、目標とする明確なサービス水準を定め、下水道施設全体を対象に、その状態を点検・調査等によって客観的に把握・評価し、長期的な施設の状態を予測しながら、点検・調査、修繕・改築を一体的に捉えて下水道施設を計画的かつ効率的に管理すること。

【た行】

○導水管

水道用原水を取水施設から浄水場まで送る管路。

○特定環境保全公共下水道

公共下水道のうち市街化区域以外の区域において設置されるもの。本市では御調町の一部に設置している。

【な行】

○鉛製給水管

鉛は軟らかく加工しやすいため、かつては給水管の材料として一般的に使用されていた。通常の使用では健康に問題はないが、長時間の水の滞留による水道水中への鉛の溶出が問題視されている。

【は行】

○配水管

配水池等からお客さまのもとまで供給するために布設されている管路のうち、給水管等を除く部分のこと。

○配水系統整備基本計画

今後の水需要動向を踏まえ、送配水施設の合理的な更新及び耐震化を進めるため、具体的な水理計算や容量計算に基づく施設統廃合や更新、増強についての計画として、平成 28 年 3 月に取りまとめた計画。

○配水池

給水区域の需要量に応じて適切な配水を行うため、浄水を一時貯える池のこと。配水池容量は、一定している配水池への流入量と時間変動する給水量との差を調整する容量、配水池より上流側の事故発生時にも給水を維持するための容量及び消火用水量を考慮し、一日最大給水量の 12 時間分を標準としている。

○PDCAサイクル

PDCAはPlan（計画）、Do（実施）、Check（点検）、Action（是正）を意味しており、PDCAサイクルとは管理計画を作成（Plan）し、その計画を組織的に実行（Do）し、その結果を内部で点検（Check）し、不都合な点を是正（Action）したうえでさらに、元の計画に反映させていくことで、螺旋状に、品質の維持・向上や環境の継続的改善を図ろうとするもの。

○法定耐用年数

固定資産が、その本来の用途に使用できると見られる推定の年数を耐用年数という。法定耐用年数は固定資産の減価償却を行うための基本的な計算要素として、取得原価、残存価額とともに必要なものであり、水道事業などの地方公営企業においては、地方公営企業法施行規則で定められた年数を適用することとされている。

【ま行】

○水安全計画

水源から給水栓に至る水道システムに存在する危害を抽出・特定し、それらを継続的に監視・制御することにより、安全な水の供給を確実にするシステムづくりを目指すことを目的として策定するもので、(1)水道システムの評価、(2)管理措置の設定、(3)計画の運用の3要素から構成される。本市では平成28年4月に策定。

【や行】

○有効率

有効水量を給水量で除したもの。水道施設及び給水装置を通して給水される水量が有効に使用されているかどうかを示す指標となる。

○有収水量

料金徴収の対象となった水量及び他会計等から収入のあった水量のこと。

○有収率

有収水量を給水量で除したもの。

【ら行】

○ろ過

砂などのろ材によって構成される一定の厚さのろ層に水を通すことによって、水中の濁質などの不純物を取り除くこと。

